

平成30年度予算案の概要

厚生労働省子ども家庭局
子育て支援課

目 次

I	放課後児童対策について	2
	1. 運営費等	3
	2. 施設整備費	8
	3. その他(放課後児童支援員等研修関係)	9
II	利用者支援事業について	11
III	地域子育て支援拠点事業について	12
IV	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)について	13
V	次世代育成支援対策施設整備交付金	14
VI	児童館・児童センターの整備及び質の向上について	15
VII	東日本大震災からの復旧・復興への支援	17

I 放課後児童対策について

○放課後児童クラブの拡充

(平成29年度当初予算額)

725.3億円

→

(平成30年度予算案)

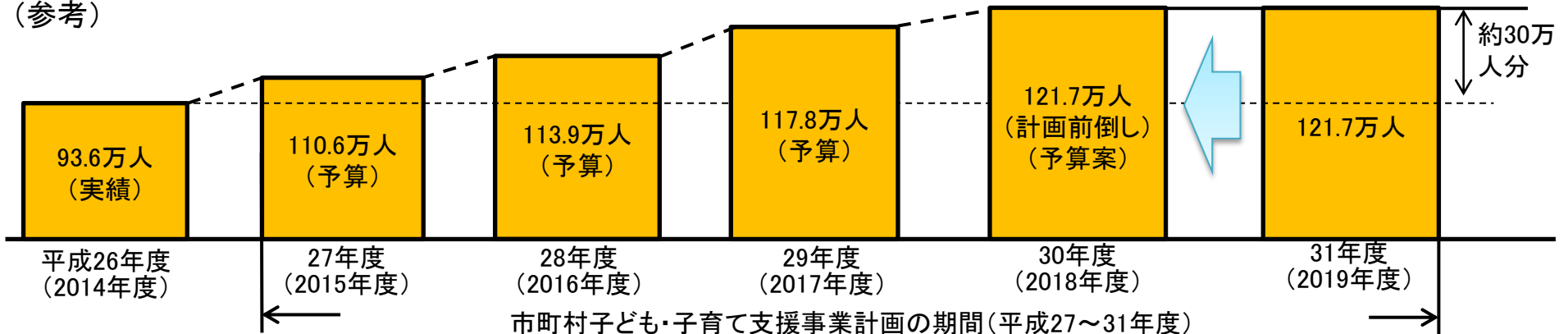
799.7億円

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)に基づき、「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を2018年度末までに1年前倒して実施するため、施設整備費の補助率嵩上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

《参考》新しい経済政策パッケージ

「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を、来年度までに前倒しする。さらに、状況を踏まえ、その後の在り方について検討する。

(参考)



(※)平成31年度の数值は、潜在ニーズも含めた利用ニーズ(「量の見込み」)の全国集計値

1. 運営費等 655.7億円(587.8億円)

(1) 量的拡充(「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実)

① 放課後児童健全育成事業(運営費)

(ア)事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する費用の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):4,306千円(4,306千円) ※児童数36~45人の場合

② 放課後子ども環境整備事業

ア 放課後児童クラブ設置促進事業

(ア)事業内容

放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室や民家・アパート等の既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業)の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):12,000千円(12,000千円)

イ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の推進

(ア)事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

(イ)補助基準(加算)額(案):1,000千円(1,000千円)

※ 上記各事業の補助率:国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

ウ 幼稚園・認定こども園等の活用の促進

(ア)事業内容

幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費(設備の整備・修繕及び備品の購入)の補助を行う。

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

(イ)補助基準額(案):5,000千円(5,000千円)

③ 放課後児童クラブ運営支援事業

ア 賃借料補助

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを平成27年度以降に新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

(イ)補助基準額(案):2,996千円(2,996千円)

イ 移転関連費用補助

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して、受入児童数を増やすことができるよう、その移転に係る経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):2,500千円(2,500千円)

※ 上記各事業の補助率:国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

ウ 土地借料補助

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。

(イ)補助基準額(案):6,100千円(6,100千円)

(ウ)補助対象:施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等以外の民間団体等

④ 放課後児童クラブ送迎支援事業

(ア)事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うために必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):466千円(466千円)

(2)質の向上

① 放課後児童支援員等処遇改善等事業

(ア)事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

(i)家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な経費の補助を行う。

(ii)または、(i)に加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置し、うち1名以上を常勤職員とする場合に、当該職員の賃金改善経費を含む常勤職員を配置するために必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):(i)1,575千円(1,541千円) (ii)3,012千円(2,904千円)

※ 上記各事業の補助率:国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

② 障害児受入強化推進事業

(ア)事業内容

障害児受入推進事業による職員1名の加配に加え、障害児3人以上の受入れを行う場合に、追加で職員1名を加配するための経費の補助を行うとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員(看護師等)の配置等に要する経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):1,796千円(1,796千円)

※医療的ケア児がいる場合の支援 3,847千円(3,847千円)

③ 小規模放課後児童クラブ支援事業

(ア)事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):559千円(559千円)

※ 上記各事業の補助率:国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

(3) その他(放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善)

○ 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

(ア) 事業内容

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する。

(i) 放課後児童支援員を対象に年額12万5千円(月額約1万円)

(ii) 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を修了した者を対象に(i)と合わせて年額25万1千円(月額約2万円)

(iii) 経験年数が概ね10年以上の事業所長(マネジメント)的立場にある放課後児童支援員を対象に(ii)と合わせて年額37万7千円(月額約3万円)

(イ) 補助基準額(案): (i) 125千円(124千円)[1人当たり年額]

(ii) 251千円(248千円)[1人当たり年額]

(iii) 377千円(372千円)[1人当たり年額]

※ 上記各事業の補助率: 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

2. 施設整備費 143.9億円(137.5億円)

子ども・子育て支援整備交付金(内閣府所管):
168億円の内数(163億円の内数)

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

①実施主体:市町村

②補助対象事業者:市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等

③補助基準額(案):

ア 放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 52,970千円(51,426千円)

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

イ 上記以外の場合:26,485千円(25,713千円)

ウ 土地借料加算 : 6,100千円(6,100千円)

④補助率:

〔 【公立の場合】国:1/3、都道府県1/3、市町村1/3
【民立の場合】国:2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3 〕

注:放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は待機児童解消加速化プランに参加している場合は、補助率の嵩上げを実施(平成28年度~)

〔 【公立の場合】国:2/3、都道府県1/6、市町村1/6
【民立の場合】国:1/2、都道府県1/8、市町村1/8、社会福祉法人等1/4 〕

3. その他(放課後児童支援員等研修関係)

(1) 職員の資質向上・人材確保等研修事業

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(職員の資質向上・人材確保等研修):
22.1億円の内数(28.1億円の内数)

① 放課後児童支援員認定資格研修事業

(ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を実施するために必要となる経費の補助を行う。

(イ) 実施主体: 都道府県(一部委託可)

(ウ) 補助基準額(案): 厚生労働大臣が認めた額

(エ) 補助率: 国1/2、都道府県1/2

(オ) その他: 放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

② 放課後児童支援員等資質向上研修事業

(ア) 事業内容

平成27年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、放課後児童支援員等の経験年数やスキルに応じた適時適切な研修体系にしていくことが、事業全体の質の向上を図る上でも必要とされていることから、都道府県等が現任の従事者向けの研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 実施主体: 都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)(委託可)

(ウ) 補助基準額(案): 厚生労働大臣が認めた額

(エ) 補助率: 国1/2、都道府県・市町村1/2

(オ) その他: 放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上

(2) 指導者養成等研修事業

○ 都道府県認定資格研修講師養成研修

子ども・子育て支援対策推進事業委託費(指導者養成研修):
1.3億円の内数(1.3億円の内数)

(ア) 事業内容

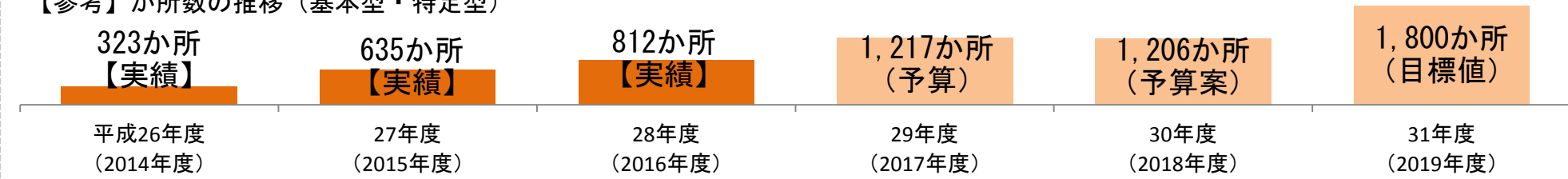
都道府県知事が行う研修(認定資格研修)の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、全国をブロックに分けて本研修を実施する。

(イ) 実施主体: 国(民間団体に委託して実施)

II 利用者支援事業について

- 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)に基づき、2019年度末までに1,800か所(基本型・特定型)の設置を目指す。

【参考】か所数の推移(基本型・特定型)



○運営費

(1)夜間・休日加算(基本型・特定型)

子ども・子育て支援交付金(内閣府所管):
1,188億円の内数(1,076億円の内数)

①事業内容

利用者のきめ細かいニーズや意向、状況を積極的かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるため、夜間・休日の時間外相談を実施する。

- ②補助基準額(案):夜間加算:1,300千円(1,248千円)
休日加算:692千円(671千円)

(2)出張相談支援加算(基本型・特定型)

①事業内容

両親学級、乳幼児健診や地域で開催されている交流の場等に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育てサービスの情報提供、地域の保育所や保育サービスの利用に向けた相談支援などを実施する。

- ②補助基準額(案):1,040千円(1,025千円)

(3)機能強化のための取組加算(基本型・特定型)

①事業内容

開所時間の延長や様々な場所へ出張相談等を実施し、更に利用者のきめ細かいニーズや意向、状況等を積極的かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるための機能の強化を実施する。

- ②補助基準額(案):1,713千円(1,661千円)

※ 上記各事業の補助率:国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

Ⅲ 地域子育て支援拠点事業について

○ 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)に基づき、2019年度末までに8,000か所の設置を目指す。

【参考】か所数の推移

6,538か所 【実績】	6,818か所 【実績】	7,063か所 【実績】	7,600か所 (予算)	7,800か所 (予算案)	8,000か所 (目標値)
平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)

1. 運営費

①事業内容

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を運営するために要する費用に対して補助を行う。

②補助基準額(案):7,951千円(7,842千円) ※5日型(常勤職員を配置する)の場合

③補助率:国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

子ども・子育て支援交付金(内閣府所管):
1,188億円の内数(1,076億円の内数)

2. 環境改善事業

①事業内容

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備にかかる費用に対して補助を行う。

②補助基準額(案):8,000千円(8,000千円)

③補助率:国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 又は 国1/2、指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

児童虐待・DV対策等総合支援事業:
159億円の内数(147億円の内数)

3. 担当職員の資質向上に向けた取組

(1) 地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業【新規】

①事業内容

地域子育て支援拠点に従事する職員に必要な知識・技能等の習得等資質向上を図るための研修を新たに実施する。

②実施主体:都道府県、市町村(特別区含む。)

③補助基準額(案):厚生労働大臣が認めた額

④補助率:国1/2、都道府県・市町村1/2

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(職員の資質向上・人材確保等研修):
22.1億円の内数(28.1億円の内数)

(2) 地域の子育て支援機能等強化事業

①事業内容

地域の子育て支援に関する指導的立場の者を幅広く養成し、地域の子育て力の向上につなげることを目的に実施する。

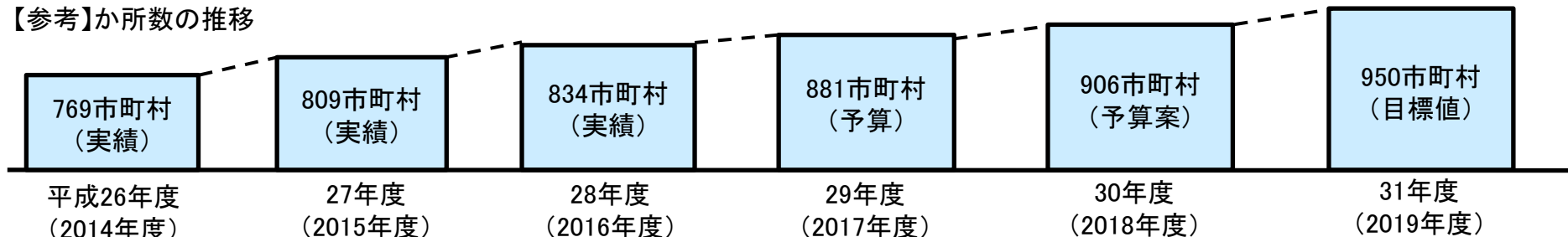
②実施主体:国 ※公募により民間団体に委託予定

子ども・子育て支援対策推進事業費委託費(指導者養成等研修事業):
1.3億円の内数(1.3億円の内数)

IV 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)について

- 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)に基づき、2019年度末までに950市町村での実施を目指す。

【参考】か所数の推移



1. 運営費

①事業内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

②補助基準額(案):2,000千円 ※会員数100~299人の場合

③補助率:国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

子ども・子育て支援交付金(内閣府所管):
1,188億円(1,076億円の内数)

2. 担当職員の資質向上に向けた取組

○ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業

①事業内容

ファミリー・サポート・センターにおいてアドバイザーの業務を行っている者に対する研修を実施することにより、資質の向上を図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業の効果的な運営に資することを目的として実施する。

②実施主体:都道府県、指定都市(委託可)

③補助率:国1/2、都道府県・指定都市1/2

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金
(職員の資質向上・人材確保等研修):
22.1億円の内数(28.1億円の内数)

V 次世代育成支援対策施設整備交付金

(平成29年度予算) (平成30年度予算案)
65.9億円 → 71.3億円

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県又は市区町村が策定する整備計画に基づく施設整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

また、児童福祉施設等の耐震化率は、社会福祉施設全体と比較して低い状況にあり、防災対策を強化する必要があることから、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るための改築又は補強等の整備を推進する。

<主な内容>

1. 児童相談所一時保護所の設置促進のための加算を創設

新たに児童相談所設置市となる中核市・特別区が一時保護所を整備する場合において、個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような施設整備を行う場合の補助の加算を創設する。

2. 児童養護施設等の耐震化等整備の推進

児童養護施設等の防災対策を推進するため、各都道府県等に対して耐震化整備計画の策定等を求め、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るための改築又は補強等の整備を推進する。

3. 防犯対策強化等に係る整備に対する支援を継続

児童養護施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の設置・修繕など安全対策に必要な整備に対する支援を継続する。

○補助率:定額(国1/2相当、児童館・児童センターは国1/3相当)

VI 児童館・児童センターの整備及び質の向上について

- 児童館・児童センターの整備を図るとともに、児童館に従事する児童厚生員等の研修の実施等により、質の向上を図る。

1. 児童館・児童センターの整備

次世代育成支援対策施設整備交付金：71.3億円の内数
(65.9億円の内数)

児童の健全な遊びを確保し、健康の増進や情操を高めるため、地域における児童の健全育成の拠点である児童館・児童センターの整備に必要な費用の一部を支援する。

○補助率：定額(国1/3相当)

2. 児童館職員に対する研修等

(1) 児童館長資質向上研修

子ども・子育て支援対策推進事業委託費(指導者養成研修)：
1.3億円の内数(1.3億円の内数)

①事業内容

地域における子どもの安全・安心な居場所や環境を整備するため、児童館長に対し、資質の向上を図るための研修を実施する。

②実施主体：国(民間団体に委託して実施)

(2) 児童厚生員等研修事業

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(職員の資質向上・人材確保等研修)：
22.1億円の内数(28.1億円の内数)

①事業内容

全国の放課後児童クラブの実施場所の一つである児童館は、総合的な放課後対策として児童の健全育成上重要な役割を担っているため、都道府県及び市町村がその児童館に従事する児童厚生員等の資質の向上を図るための研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

②実施主体：都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)

③補助基準額(案)：厚生労働大臣が認めた額

④補助率：国1/2、都道府県・市町村1/2

(3) 児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及に関する研究

子ども・子育て支援対策推進事業委託費(子ども・子育て支援推進委託調査研究):
1.0億円の内数(1.0億円の内数)

①事業内容

平成28年度から開発、分析を行ってきた「遊びのプログラム」を児童館等において実施することにより、普及に向けての検証を行い、その結果を踏まえて「遊びのプログラム」実施に関わるマニュアル等を作成する。

②実施主体:国(民間団体に委託して実施)

VII 東日本大震災からの復旧・復興への支援

- 東日本大震災で被災した児童福祉施設等の速やかな復旧を図るとともに、被災した子どもへの心身のケア等総合的な支援を行う。

1. 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援

東日本大震災復興特別会計(復興庁計上)
社会福祉施設等災害復旧費補助金: 1.3億円(6.8億円)

東日本大震災で被災した児童福祉施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成30年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

- 補助率: ①激甚法の対象施設(児童養護施設、保育所など) 国1/2→1/2に加え一定率(※)を嵩上げ
(※自治体の復旧負担総額や財政状況に応じ決定され、通常の子の負担割合に加算)
- ②予算措置による嵩上げ(激甚法の対象施設以外) 国1/2→2/3に嵩上げ、国1/3→1/2に嵩上げ

2. 被災した子どもへの支援

東日本大震災復興特別会計(復興庁計上)
被災者支援総合交付金: 190億円の内数(200億円の内数)

避難生活の長期化等に伴う心身の健康面への影響等を踏まえ、子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心と体のケアなど、総合的な支援を行う。

- 補助率: 定額